**令和７年度コミュニティ助成事業　留意事項**

**（団体用）**

　コミュニティ助成事業の申請については、令和６年度コミュニティ助成事業実施要綱（以下「要綱」という。）とともに、次の事項に留意してください。

第１　助成事業（要綱第２関係）

１　各事業の留意点（要綱第２の１関係）

（１）各事業で整備する施設又は、設備等は、自治会等のコミュニティ組織が維持管理するものとします。

（２）一般コミュニティ助成事業では、建築物（建築基準法に定めるもの）は対象外ですが、基礎工事・アンカー設置の伴わない簡易な倉庫・収納庫は対象となります。（建築主事による建築基準法上の建築物に該当しない旨の証明書の提出が必要となる場合があります。）

（３）対象事業については、別紙１（参考①）も参照してください。

（４）コミュニティセンター助成事業について

　　①対象建物全体をコミュニティセンターとしての用途で使用するもので、主に新築を対象とします。（地方自治法第260 条の2 に定める認可地縁団体名義での、建物の所有権保存登記が必要。）

　　　大規模修繕については建物の主要構造部について行う大規模な修繕（建築基準法第2 条第14 号に定めるもの。建築主事による大規模修繕に該当する旨の証明書の提出が必要な場合があります。）とし、抵当権等の権利関係が付着していない、登記名義人が単独の認可地縁団体（所有権保存登記済）となっているものに限ります。

　　②対象となる事業費の５分の３以内の助成であることから、建設の決定に対する住民の総意、土地や財源の確保等において懸念がなく、助成決定後の事業実施が確実なものに限ります。

（５）各事業を実施するにあたり、次の場合は対象外となります。

　　①複数年度にまたがった事業、毎年繰り返し実施されている事業、従来から実施しているものの財源の組替えや参加負担等の軽減を主とする事業。ただし、既存事業にあっても大幅な内容変更がある場合については対象となります。

　　②次のものを含む事業。

　　　・土地の整備（取得、造成を含む）。

　　　・既存施設、中古品の購入。

　　　・既存の施設又は設備等の修理、修繕、撤去。（※１）

　　　・車両（乗用式のトラクター・除雪機・草刈り機等も含む）。

　　　・娯楽性の高い備品、営利を目的とした設備等。

　　　・銃・刀剣類

　　　・住民個人宅に設置されるもの。

　　　・宗教に関する施設及び設備等の整備。

　　　（※１）ただし、一般コミュニティ助成事業における地域の祭りに関する備品及びコミュニティセンター助成事業における大規模修繕は助成対象となります。

　　③土地を要する事業を実施する場合で、次に該当するもの。

　　　・登記簿謄本の権利部（乙区）に抵当権等の権利関係が付着しているもの（含む抹消登記未済）。なお、事業実施後に抵当権等が付着することが無いようにしてください。

　　　・相続手続き未済のもの。

　　　・所有者全員の承諾書等が得られないもの。

２　助成事業の要件（要綱第２の２関係）

（１）助成事業の財源は、宝くじの受託事業収入によるものであり、国内で実施する事業で、宝くじの社会貢献広報の効果が発揮できるものであること。

（２）公共性を有し、地域社会の健全な発展を図るとともに、他の団体の模範となるものであること。

（３）他の助成を受けないものであること。

（４）事業の完了は、設備等の納品日若しくは検収日、コミュニティセンター助成事業における保存登記完了日とします。

（５）備品、消耗品は、助成対象団体の規則等で定めるものとなります。なお、使用回数に制限のあるもの、又は使用期間に定めのあるものは消耗品となります。

第２　助成事業の実施主体（要綱第３関係）

１　次に掲げる用語の定義は、以下のとおりです。

（１）事業実施主体

　　　コミュニティ助成事業を、自ら主体的に企画し、実施する団体。

（２）コミュニティ組織

　　　自治会等の地域に密着して活動する団体。地域に密着した団体であっても、特定の目的で活動する団体、ＰＴＡ、体育協会等は除きます。また、宗教団体、営利団体、公益法人及び地方公共団体が出資している第３セクター、その活動が地域に密着しているとは言いがたい団体等は除きます。

２　実施主体は次の要件を満たす団体とします。

（１）申請時点で、設立されていること。

（２）規約が提出できること。

（３）令和６年度の事業計画及び予算書が提出できること。

３　事業実施主体はおもに、自治会等のコミュニティ組織とします。ただし、単一の団体による申請では、要綱第５に規定する助成金の下限額に満たないため、複数の団体の要望を取りまとめて申請する等、合理的な理由があり、コミュニティ活動の支援に直結する事業となる場合はご相談ください。

第３　助成金額（要綱第４関係）

１　事業の内容に変更があった場合でも、助成額は当初の助成決定額の範囲内とします。

第４　助成対象経費（要綱第５関係）

１　要綱第５の２（１）に記載されている、既存の施設又は設備等の修理、修繕にかかる費用のうち、一般コミュニティ助成事業における地域の祭りに関する備品、コミュニティセンター助成事業における大規模修繕に要する経費は助成対象となります。

第５　宝くじの社会貢献広報（要綱第６関係）

１　宝くじ社会貢献広報事業を告知するデザインは、財団ホームページの「宝くじ社会貢献広報：表示に関するデザインマニュアル」に準拠して下さい。表示についてはカラーで行い、モノクロでの表示は不可とします。ただし、単色刷りの広報誌・チラシなどの場合はモノクロ表示を可とします。

２　広報表示については広報効果が最大限発揮できるよう、表示箇所について特段のご配慮をお願いいたします。（広報表示にかかる経費は、助成対象経費に含みます。）なお、実績報告の際に宝くじの社会貢献広報が確認できない場合は、助成の要件を満たさなくなるので、留意してください。

（１）コミュニティセンター助成事業においては、建物入り口等の場所にプレートを設置してください。

３　宝くじの社会貢献広報の仕方については、別紙２を参照してください。

第６　事業内容の変更（要綱第９関係）

１　事業の内容に変更がある場合は、必ず事前にご連絡ください。その後、自治総合センターによる協議を行い、承認を受けてからの変更実施としてください。事業が完了した後、実績報告の段階で、助成決定内容と実際の事業内容に相違が生じている場合は、その決定内容を取り消し、助成金が交付されないことがあります。

２　変更申請書（別記様式第４号）が必要な場合

　　次に掲げる変更については、変更申請書を提出し承認を受けてください。なお、変更によって助成の要件を満たさなくなった場合は、助成を取り消すことがあります。

（１）事業に要する予算のうち、助成金に係る予算を変更しようとするとき。

　　①　助成決定額に影響のある変更。

　　②　やむを得ない入場料等の変更。

（２）事業の内容を変更しようとするとき。

　　①事業実施主体の変更。

　　②事業内容が大幅に変更される場合。

（３）事業を中止、または廃止しようとするとき。

３　軽微な変更の報告

　　生産中止に伴う品番変更や更新、変更が軽微と認められるものについては、事前協議のみで変更申請は不要となります。また、軽微な変更のうち、申請団体の代表者の変更については、報告を不要とします。

４　その他変更申請手続きに係る留意事項、注意点については中央生涯教育センターへお問い合わせください。

第７　実績報告書の提出について（要綱１０関係）

１　実績報告書の提出は事業完了後１ カ月以内、且つ令和８年３月３１日までとします。事業完了後すみやかにご連絡ください。万が一提出期限までに必要書類が完備しない場合や期限までにご提出いただけない場合は、必ず事前に中央生涯教育センターにご連絡いただき、遅延の事由についてご説明をお願いします。なお、提出期限を過ぎた場合は、助成を取り消すことがあります。

第８　助成金の交付

　自治総合センターにおける申請採択は令和７年３月頃を予定しております。採択された場合、事業実施は６月以降となりますのでご注意ください。

別紙１（参考①）

〈１　一般コミュニティ助成事業〉

|  |  |
| --- | --- |
| 対象となる団体 | 対象とならない団体 |
|  | ・町全域や町外を対象とするイベントのために組織された団体・商業振興を目的とした活動を行っている団体（商工会等） |
| 対象となるもの | 対象とならないもの |
| ・建築物に該当しない東屋等（自治体の建築主事等の証明書を添付すること）・基礎工事（アンカー工事を含む）の伴わない簡易な倉庫、収納庫、物置等（同時に整備する備品を保管する目的に限る） | ・観光目的や教育（学校）行事目的に整備するもの・個人の利用に留まるもの・各戸へ配布するもの・広場の砂場や遊歩道等の整備・建物と実質一体とみなせるもの（トイレ、畳、カーペット、襖、アコーディオンカーテン、太陽光パネル等）・特定の宗教団体、宗教施設の名称が入ったお祭り用備品（太鼓、提灯、幟、法被等）・防災目的の備品・地域性のない楽器類（軽音楽器、ピアノ等）・自転車・動力の付いた屋台、山車等・車両に搭載する目的の備品（無線機等）・防犯カメラ・水車・ＰＣアプリケーションソフト（パソコンと一体となっているものは対象とする）・ホタル等の育成に関する設備、備品・一般調理器具（食器、包丁、箸等）・医薬品・照明器具等のうち、電球のみの整備・銃・刀剣類（模造品含む）・電力申請費等の申請に要する費用 |

〈２　コミュニティセンター助成事業〉

|  |  |
| --- | --- |
| 対象となるもの | 対象とならないもの |
|  | ・建築基準法上の大規模修繕に該当しない改修・既存建物の増築 |
| 対象となる経費 | 対象とならない経費 |
| ・建物登記費用・設計管理料 |  |

別紙２

宝くじの社会貢献広報の仕方（令和７年度）

１　購入備品、設備への広報表示

（１）「宝くじの社会貢献広報：表示に関するデザインマニュアル」に準拠してください。

（２）整備した設備・備品（付属品・部品を含む）の全てに広報表示を行ってください。

　　　広報表示の出来ない設備、備品は助成対象外となります。

（３）広報効果が発揮できるように、備品の使用時に視認可能な場所（高さ）、大きさで表示してください。（備品の大きさに対し、極端に小さい表示は不可とします。）

（４）広報表示については、固定プレートによる表示、ペイント・印刷による表示、布製ステッカーの縫い付け表示（布生地への表示に限る）を原則とします。（特に屋外に設置する備品・設備については、固定プレートによる表示、ペイントによる表示を行ってください。）ただし、備品の内容、素材によって、上記の表示を行うことで、備品の使用に支障をきたす場合は、シールでの貼り付けも可とします。

（５）表示は剥離の懸念のないようにしてください。表示部分の全面が固定化・接着されていない場合や、接着が不十分と認められる場合は、不可とします。

（６）広報表示の参考例

　　・法被等の衣装類：衣装それぞれ（衣装の上下、帯、その他付属品を含む）の表地（裏地は不可）に縫い付けによる広報表示を行う。

　　　　加えて、使用時に看板等により、宝くじの助成金で整備した旨の広報を行うことが望ましい。

　　　・テント：各部品への広報表示のほか、天幕に遠目からでもわかる大きさで広報表示を行う。

　　　・カーテン：本体のほか、壁の人目に付く高さにもプレート等で広報表示を行う。

　　　・天井に設置する照明器具や空調機器、音響機器：本体のほか、壁（スイッチやリモコン部分等）の人目に付く高さにもプレート等で広報表示を行う。

　　　・組み立て式ステージ等：それぞれの備品（部品）のほか、看板やプレート等で広報表示を行う。

　（７）写真については、次の項目を充足するようにしてください。

　　　① 整備した設備・備品の全体が確認できる。（設備・備品名と写真が一致するようにしてください）

　　　② 整備した設備・備品の数量とそれぞれの広報表示場所が確認できる。

　　　③ 広報表示のデザインが確認できる。

２　コミュニティセンターへの広報表示

（１）以下の仕様に基づき、それぞれの事業実施主体で作成したプレートを、建物入り口等の視認可能な場所（高さ）に表示してください。

（２）プレートの仕様は次のとおりです。

　　アクリル製：縦 210 ㎜×横 297 ㎜×厚さ 3 ㎜（A4 サイズ、四隅をビス留め）

３　印刷物等への広報表示

（１）「宝くじの社会貢献広報：表示に関するデザインマニュアル」に準拠してください。

（２）広報効果が発揮できる場所、大きさで表示してください。